

大庄屋と庄屋

天草島原一揆後、天草は山崎家治の私領となったが、家治転封後、幕領（天領）となった。初代代官に鈴木重成が着任した。鈴木重成及び二代目重辰は亡所開発仕置の一環として、行政組織として組村制を整えた。

それによると、86村（のち、分村があり87か村）を10組に分け、それぞれ各組に大庄屋、各村に庄屋を配した。

なお、現在は一般的に大庄屋を“おおしょうや”と発音するが、正しくは“おおじょうや”と濁すらしい。

組及び村は次の通り。（◎は大庄屋の村）

志岐組 ◎志岐村、内田村、上津深江村、坂瀬川村（4ヶ村）

井手組 ◎井手村、城木場村、上野原村、荒河内村、下内野村、二江村（6ヶ村）

御領組 ◎御領村、鬼池村、佐伊津村、広瀬村、本泉村、下河内村、新休村、本村
(8か村)

本戸組 ◎本戸馬場村、町山口村、栢宇土村、食場村、亀川村、楠浦村、大宮地村、小宮地村、大多尾村（9ヶ村）

栖本組 ◎大浦村、須子村、赤崎村、上津浦村、下津浦村、大島子村、志柿村、下浦村、古江村、河内村、打田村、湯船原村、馬場村（14ヶ村）

大矢野組 ◎上村、中村、登立村、合津村、今泉村、阿村、楠甫村、教良木村、内野河内村（9ヶ村）

砥岐組 ◎樋島村、高戸村、大道村、姫浦村、二間戸村、御所浦村、浦村、棚底村、宮田村（9ヶ村）

一町田組 ◎一町田村、[※]下田村、益田村、今村、久留村、津留村、一ノ瀬村、平床村、白木河内村、立原村、碓石村、宮地岳村、中田村（12→13ヶ村）

※一町田村から正保二年に分村

久玉組 ◎久玉村、牛深村、魚貴村、深海村、早浦村、亀浦村、宮野河内村（7ヶ村）

大江組 ◎大江村、今富村、崎津村、高浜村、小田床村、下津深江村、福連木村、都呂々村（8ヶ村）

また、代官所が置かれた富岡は町制が布かれ、天草で唯一の町であった。富岡町には、町年寄、庄屋を区域を分担して配置した。

寛永十八年（1641）

この年、郡中を10組、86ヶ村に区画し、組に大庄屋（給田除地）、村に庄屋を取り立て、年寄、百姓代を置いて、政令の徹底を記し、分治の実を挙げる。

更に、城下富岡の町割りを為し、町政を確立する。即ち城内を一、二丁目、城外を三、四、五丁目と五割して、城内役舗詰役掛り、城外を町年寄差配と定め、三丁目、五丁目に各一名の町年寄を置き、各丁に肝煎、月行司を推挙してこの補佐に当たらせる。

《天草近代年譜》

人選と世襲

大庄屋、庄屋は世襲であった。したがって、選定にはずいぶん苦労したと思える。選定の条件一は、当然ながらキリシタンでないことであった。ただ研究によると、かつてキリシタンであった家（者）も、重成は登用したようである。また名家や有力者、徳望家も条件であったかもしれない。面白いことに、大坂方に着いて天草に流れて来た御領の長岡家や高浜の上田家が選定されているのも興味深い。ただ、何も無いところに村割をしたのではなく、以前からあった村122ヶ村を統廃合しての村制施行であったので、その村々のかつての村長^{むらおさ}などが選ばれたともいえよう。また、寺沢時代にも庄屋制があったという事なので、それを引き継いだ場合も多かったかもしれない。

大庄屋、庄屋は、世襲であり、何ら理由がなければ、幕末まで同家による職を勤めたが、中には交代した例もある。

近代年譜によると。

寛文元年（1661）に重辰が砥岐組大庄屋棚底村八郎右衛門を闕所に処し、後役に樋島村（藤田）善右衛門を据えている。理由は、萬治検地廻村に於いて、各村役に接触した際の人物考課の表れとしている。同じ例は、教良木組大庄屋に代わって、大矢野組大庄屋に（吉田）家を据えている。

寛文九年（1669）には、広瀬村庄屋（稗方）六左衛門が闕所となり、後役に堀田氏の祖が起用されている。

元禄四年（1691）には、宮田村で庄屋伊兵衛と百姓間で争いがあり、吟味の結果、庄屋伊兵衛は闕所となり、後役に弥左衛門が命じられている。

正徳三年（1713）に全国的に大庄屋制度は廃止されたが、天草は特例として、翌年復活している。

正徳五年（1715）、大庄屋制復活に際し、前任が再任されているが、一町田組大庄屋は、

平野氏に代わり下田村庄屋（野田）氏が命じられている。

享和二年（1802）、今富村庄屋大崎氏が免職され、上田友三郎（上田宜珍弟）が、庄屋に任ぜられている。これは、大崎氏の後継者無きため（幼少）である。

弘化四年（1847）、弘化の大一揆の後、主犯格として獄門になった永田隆三郎の古江村は、庄屋不在であったが、嘉永二年（1849）年、栖本組大庄屋小崎武一郎が一ヶ年の兼帯勤めをしている。その後の記載は、近代年譜にはないが、大島子村庄屋家から、同庄屋の弟、益田逸平が古江村庄屋となっている。この益田家は、隆三郎の妻ナカの里だという。（「法界平等の碑」鶴田文史）

また同じく同一揆で大庄屋不在となった御領村は、銀主小山清四郎と宮地岳村庄屋中西亀勇太との争いなど、やや複雑な経過をたどり、安政元年（1854）に中西に軍配が上がり、長男東之助が任命されている。

その他、馬場村や内田村等、他にもあるが省略する。

大庄屋・庄屋の特典

大庄屋、庄屋には特典があった。一分給、三日夫、除地、及び公役免除等である。

一分給とは、高百石に対して一石を農民から徴収できることである。百姓の側からいえば、御上に納める年貢とは別に、大庄屋、庄屋へも年貢を納めなければならなかった。

除地^{のけち}とは、免税地のことで、大庄屋は上田2反、庄屋5畝の免税が認められていた。また大庄屋には一定の田畑の所有が与えられていた。ちなみに御領組大庄屋 五郎左衛門には、田畑2町9反6畝21歩である。つまり約3haの田畑を所有し、そのうち上田の20aが免税されていた。

年貢を徴収するのに、全ての耕地に一律に課税するには、不公平が生じる。即ち、土地土地によって田畑の質が違うためだ。そのため、田も畑も上・中・下・下々・三下の五段階に分類された。天草は山間地にして痩せ地多く、上田・畑は極わずかであったと思える。当時は、一反一石、すなわち一反から一石の米がとれると言われていたが、これは上田に相当するという。

したがって、2反の免税があるということは、2石の生産に対しては、税がかからなかったということである。

三日夫（助夫）とは、村内各戸から1ヶ年に3日宛ての夫役（私用）を徴発できることなどである。1年間に3日、庄屋さんのために無料働きをしなければならなかった。

上田宜珍庄屋を例にとると、文化六年高浜村の家数は552軒なので、×3、つまり述べ1,656人を使用してよいことになる。（「文化六年 上田宜珍日記」頭注）

前記宜珍日記によると、四月十八日の田植えに、40人、二十日の田植えに140人余、二十

一日の中代掻きに三十人余、二十二日の田植え200人余、計410人以上の助夫を使っている。

十八日の田植え面積は、約1町歩であり、それに40人の人を必要としている。当時の農作は人力中心とはいえ、多くの人を必要としていた事がわかる。もっとも、多人数を使える庄屋だからこそ、必要以上の人が出たとも言えなくもないが。

大庄屋の給田除地について、天草島鏡には、島原御旧領の砌の覚書の一項、**(32) 大庄屋田畑所持の事**として、次のように記されている。

- 一 田畑2町9反6畝21歩 内2町4反6畝21歩 手作
御領組 五郎左衛門
- 一 同2町9反9畝24歩 内2町4反6畝21歩 手作
志岐組 与次右衛門
- 一 同2町8反5畝15歩 内2町5畝15歩 手作
本戸組 十兵衛
- 一 同2町5反15歩 内1町8反15歩 手作
栖本組 与右衛門
- 一 同2町9反6畝3歩 内2町4反6畝3歩 手作
大矢野組 三郎兵衛
- 一 同2町5反3畝歩 内1町6反3畝歩 手作
久玉組 伝右衛門
- 一 同2町4反4畝9歩 内1町6反4畝9歩 手作
一町田組 伝兵衛
- 一 同2町4反1畝3歩 内1町5反1畝3歩 手作
大江組 助右衛門
- 一 同2町4反1畝3歩 内1町5反1畝3歩 手作
井手組 次兵衛

10組の内、砥岐組の表記がない。

天草郡の島原藩主兼帯支配は二次に於いて行われた。島原旧領とは、享保元年（1716）から明和五年（1768）まで続いた、第一次島原藩主兼帯の時のことである。なお、忠敬測量の時は、第二次島原藩主兼帯支配であった。

また、大庄屋に苗字が書かれていないのは、大庄屋への苗字御免以前のためである。

また次に **(33) 大庄屋小庄屋除地の事**として。

- 一 大庄屋 上田 2 反歩宛 給地除引
 上畑 5 反歩宛 屋床除引
- 一 小庄屋 上畑 5 畝歩宛 屋床引
 但し給地無し

(以下略)

こうしてみると、大庄屋各位、ほぼ同程度の給地を受けていることが分かる。

手作とは、給地のうち、除地を除いたもの、つまり課税対象の土地だと思える。数字が合わないのは、除地が上畑のためであるためか。

どなたか、明解な解説をしていただけるとありがたいのだが。

大庄屋、庄屋の職務

大庄屋、庄屋は重要な職務を遂行していた。役所に勤務する役人は極めて少なく、微に入り細にいたる行政はできず、勢い村役人に頼らざるを得なかった。したがって、大庄屋、庄屋はたくさんの業務を抱えていた。

- ①役所からの布達を村人へ諭告及び役所との対応
- ②年貢の徴収と納庫
- ③軽微な警察的事務（村の治安）
- ④訴訟及び不動産売買や質入れ、金銭貸借などの証書の奥書（保証人）
- ⑤村諸帳簿の整備及び保管
- ⑥風紀の取締
- ⑦勸業（村産業の振興）
- ⑧救血（困り人の救済）
- ⑨邪宗門の取締等々
- ⑩巡検、宗門改め等の廻村役人の対応
- ⑪村預かりの流人の監督管理 等々、その業務は数限りない。

現在でいえば、村長、警察官、税務官、保健所長、公証人、商工会議長などなど多岐に渡る。

更に自村・自組のことだけでなく、郡全体のことの仕事も多々あった。一村の庄屋であった宜珍の日記を見ると、組内どころか、他組のことまで仕事をしていることがよく分かる。

村によっては特有の仕事もあった。例えば、高浜村上田庄屋は、異国船対策の遠見業務も持っていた。フェートン号事件（文化五年）に際しては、村防衛というより、郡防衛のため、村人を組織して、軍事訓練さえもしている。

例を挙げるときりがないが、このように大変な激務であった様だ。

苗字帯刀

大庄屋も庄屋も、身分は当然百姓であることから、苗字は正式に名乗れなかったが、後年になり徐々に苗字や帯刀が許されている。

明和七年（1770）大庄屋へ苗字御免。

寛政八年（1796）大庄屋へ帯刀御免、庄屋、町役人へ苗字永代御免。

文化二年（1805）大庄屋見習いに帯刀、庄屋見習いに苗字御免。

これとは別に、特定の個人にも例外的に特別御免があった。例えば、上田宜珍は、庄屋であったが、文化五年（1807）に佩刀を許され、大庄屋格に列せられている。

苗字御免以前の公文書には、苗字が書かれていないが、御免以後は苗字が書かれている。

（例） 御領村 五郎左衛門 ↓ 御領村 長岡五郎左衛門。

蛇足ながら、帯刀とは。

帯刀というと、単に刀を帯びる事と思いがちだが、短い刀つまり脇差なら、町民でも帯びることが出来たようだ。帯刀とは、一定以上の長さの刀を帯びることが出来るということで、即ち二本差しができるということである。ちなみに一定の長さの刀とは、2尺以上で、定寸は2尺3寸から4寸である。脇差は、1尺以上2寸以下。定寸は1尺4寸位。

ドラマ「水戸黄門」によると、実際は武士だが、町人を装っている助さん、格さんが脇差を帯びているのにも納得がいくかと思う。また映画で清水次郎長ドラマなどで、武士でないヤクザが刀を差しているのもうなずける。ただし、彼らは一刀差しであり、二刀は帯びていない。

ただし、一般の百姓が脇差とはいえ、刀を帯びることは許されていなかったと思う。

伊能忠敬や上田宜珍の肖像画を見ると、脇差を帯びて、大刀を横に置いているが、要はこのように二本差しが許されるのが、帯刀御免ということである。

つまり帯刀とは、外出時に刀を帯びることが出来る事であり、役所に出頭する時は、刀を帯びなければならなかったということでもある。

それにしても定寸2尺3寸とは、約70センチ。この帯刀が許されるということは、当時の頑なな身分制度の中、農民階層にとっては、大変な名誉だったようである。ただし、身分は百姓に変わりなかったが。

ただ、今日の我々が陥りやすい点だが、同じ百姓身分でも、ピンからキリまでであったことだ。身分的にはこの大庄屋、庄屋から、本百姓（高持ち百姓）と続き、最下層はそれこそ水

呑百姓と称される人まで階層があった。

大庄屋と庄屋間でも身分格差があった。一つの例として、伊能忠敬天草測量の20日目、11月5日、高浜村から富岡町へ移動した測量隊と付添連の一行。

巡廻日記に、「大庄屋衆中駕籠方出立、庄屋衆中鞍馬方」となっているように、大庄屋は駕籠で、庄屋は鞍馬で移動している。もっとも、一般の百姓は鞍馬にも乗れなかったやに聞いたことがあるような。

農民階層調査						
村名	年代	人数	家数 (軒)	本百姓 (軒)	名子 (軒)	無高水 呑(軒)
高浜村	寛延三年	2,400	250	120	79	51
	寛政元年	3,078	322	122	70	130
「西海の乱 下巻」鶴田文史著 西海文化史研究所より ただし、家数は、上田日記とかなり異なる。 原典 上田家文書						

一般百姓の身分に戻る。これを高浜村について見ると、階層の比率がよく分かる。ただ、名子の意味がよく分からないが、筆者の考えるところ、名子とは土地を持たない小作農で、水呑とは小作も出来ず日雇い等で生きている農民であらうか。

他地域は知らないが、天草は、支配者層の武士は絶対的に少なかった。したがって、直接的に村政は武士による支配でなく、かなりの制限付きではあるが、自治制があったとも言える。そのため実務的には大庄屋・庄屋支配であったことを考えると、彼らの権威は絶大なものがあつたと思える。

世襲ということもあり、村殿様的な権威を持っていたのかもしれない。

大庄屋・庄屋 対 百姓及び義民大庄屋・庄屋

ただ、いくら封建制社会の世とはいえ、徳川政権も後半期になると、民衆の民権意識も高まり、御上（政治）に対する集団的な抗議活動が始まる。勿論、不平不満不安がなければ起きないことである。主たる不満は、気象災害による不作と重税であったようだ。この抗議活動は、天草だけではなく、全国的なものであつた。当時は民主主義的な世でなく、当然の如く、陳情ではままならず、直接暴力的行動に走らざるを得なかつた。

ただ今日と違うのは、直接御上に対する抗議ではなく、身近に直接関係している人々への抗議ということである。したがって、抗議の先は、支配者と百姓の中に位置する、つまり今日的な中間管理職でありながら、分限者と云われる金持ちに属する庄屋連に、まず抗議が向けられるのは、当然のことである。

一般的には百姓一揆と括られるが、その一揆の中身は各地各様である。

天草は、幕領ということもあり、私領と比べ比較的穏やかな支配体制だったので、細川熊本藩と比べても、その今日的に言う民主的活動は多かった。

そのような人々の抗議活動が、最高点に達したのが、弘化四年のいわゆる「弘化大一揆」である。この事件はこの一揆に加わった人々の数にして、かつほとんど天草全土に及んだことから、「第二の天草の乱」と称されている。

ただ、彼らが起こした行動は、人に危害を加えない、家に被害を与えない等、ある意味秩序正しい行動であったという点だ。

それは、御上に対する反乱ではなく、天草の民から収奪、その富を独占している富裕層（銀主・庄屋）に対しての抗議であったことである。ただ根底は御上に対する抗議であったが。

しかし、歴史は面白い。

その行動に、なんと、大庄屋・庄屋が関わっていたということである。勿論、被害を受けた側ではなく、その行動を起こした側として。

その突破口を開いたのが、御領組大庄屋長岡興就。そのあと実践部隊の長として働いたのが、栖本村庄屋永田隆三郎である。

彼ら大庄屋・庄屋は、現在的に言うと、中間管理職である。したがって、上に付くか、あるいは下の意見を尊重するかで、彼ら自身が大いに悩む所である、しかも、絶対的に権力が強い時代である。そんな時代にあって、彼ら二人は、敢然と身を挺して、民衆の側に立った。結局強大な権力には十分な成果は得られなかったが、彼ら二人は、今も義人と称えられている。

栖本村の永田隆三郎の出自については、よく分からないが、御領村大庄屋の長岡興就の祖は、かつて大坂の陣で細川本流が徳川に付いた中、あえて大坂方に組した興秋である。その権力に対しての反骨精神が、生きていたのかもしれない。もっとも、愚考であるが。

この細川興秋について、近代年譜に次のように記してある。

元和元年 六、六 細川忠興の次子長岡興五郎興秋、先に脱走して豊臣秀頼に属す。落城には身を以って遁れ。京師（松井家所領地）稻荷山東林寺に潜む。徳川氏を憚る父君忠興の強要にて、この日同所に於いて神妙に自刃す-----とは名のみ。その実、説得役松井右近の計らいにて一命を完うし、暫く尾州春日郡小田井村に忍び、後天草に

伴われ御領村に隠匿す。扈従の臣長野幾右衛門、渡邊九郎兵衛の兩名、何れも同村に居つく。時に興秋年三十三、隣村佐伊津中村半太夫方に同居の某女（当時十八、九歳）を入れて妾となす。すなわち同女、富岡番代関主水の娘という触れ込みなるも、実父は立家彦之進と云える寺沢藩中名だたる士、密かに大坂方に参じ、遂に帰らずなりしまま、唐津を立ち退き主水手頼りに来島、随伴の家従中村半太夫と共に佐伊津村へ仮寓中なりしなり。依って一子與吉を生み、長じて興季と名乗る、之れ天草長岡家の始祖にて、後挙げられ御領組大庄屋と為る。

ただし、このような義民的な大庄屋、庄屋がいる一方、権力者の側に付く大庄屋、庄屋がいることは当然のことである。

先に述べた弘化の大一揆では、銀主と共に次の庄屋が打ち毀しにあっていてる。

河内村庄屋	吉田廉之助
下浦村庄屋	金子治十郎
志柿村庄屋	永野九郎兵衛
大島子村庄屋	益田仲左衛門
小島子村庄屋	吉田謙之助
上津浦村庄屋	脇山佐七郎
赤崎村庄屋	北野織部
須子村庄屋	落合熊次
楠甫村庄屋	高城芳吉
教良木村庄屋	植村守助
浦村庄屋	小松彦太郎
亀川村庄屋	渡辺六左衛門
町山口村庄屋	大谷小十郎
栢宇土村庄屋	小林和仲太
本戸馬場村大庄屋	木山十兵衛
広瀬村庄屋	堀田啓吾
佐伊津村庄屋	中村吉郎右衛門
鬼池村庄屋	？
上野原村庄屋	鶴田仁兵衛
城木場村庄屋	金子半左衛門
井手村大庄屋	長島市郎左衛門

彼らは悪徳大庄屋、庄屋というわけではない。一揆は天草郡全土で展開されたわけではな

く、28ヶ村のこれら村々で打ち毀しがあったため、不幸な庄屋と言えなくもない。

一方打ち毀しにあっていない庄屋村は、打ち毀しのあった地域では、古江村、宮田村、内田村、馬場村、瀬戸村、御領村のみである。古江村は永田、御領村は長岡の村である。

こうしてみると、打ち毀しにあっているのが多く、民権意識が高まった幕末期は、大庄屋、庄屋はほとんど村人から嫌われていたと言えなくもない。

(再び) 苗字帯刀について 苗字帯刀願いと御免

『天草島鏡』に「大庄屋庄屋苗字帯刀御免被仰付候様願書並御支配よりお伺書之事」という項目で、大庄屋、庄屋の苗字帯刀御免願いと、勘定所からのお許しが掲載されている。

まず願い書を見てみると。

苗字帯刀は、ずっと以前から許可がなかったと思っていたが、鈴木代官以前は、苗字帯刀が許されていたことが書かれている。

それが不許可になったのは、天草島原の乱で、荒廃した村へ多くの浪人（当然苗字帯刀）が入りこみ、帰農したため、その対策として彼らに、苗字帯刀を取り上げ、同時に整合性を図るため、大庄屋庄屋からも、苗字帯刀を取り上げたことが記されている。

その後、天草の情勢は、高（生産高）の割には異常に人口が増え、したがって困窮化が進み、世の中が不穏になってきた。それを取り仕切る村役人が、苗字もなく帯刀もできないのでは、威厳が無く、俗語でいえばなめられているのが現状である。

また唐船漂着の際の抜け荷対策等の役目の際、長崎への年貢廻船の時も、役威がないため困っている。

そのために、ぜひ苗字帯刀をお許し願いたいとしている。

ただし、帯刀については、常態でなく、必要に応じ殿様よりの貸刀でもいいとも言っている。

昔の文書は、誰から誰へということが、いまいち分かりにくい。

願いの文書は、①庄屋から富岡役所へ。

②富岡役所から幕府（勘定所）へ。

③そして勘定所の許可。

④富岡役所から庄屋への申し渡しの4文書があるようだ。

結局、願いが通じて、大庄屋へは帯刀（大庄屋への苗字は既に御免）、村々の庄屋、富岡

町年寄、庄屋へは苗字を名乗ることが許されている。ただし、庄屋への帯刀は許されず、明治になってから許可があったという。時すでに遅しであった。

以下、長くなるが、同文書を掲載する。ただし、読みやすくするため筆者により、区切り、改段、旧字を現代字へ、またちょっとした用語の説明等を施した。ただし、筆者は古文書の知識は無いので、間違っている点があるかもしれないことを、了解いただきたい。正解を期したい方は、ぜひ本文に接してほしい。

参考までに、『天草島鏡』は入手困難なので、普及版？として『天草郡史料 第壱輯』名著出版がある。

大庄屋庄屋苗字帯刀御免被仰付候様願書並

御支配方御伺書之事

書付申上候御事

一当郡庄屋共帯刀苗字御免被 仰付候様 去丑春中御願申上候処 寛永年中御差留に相成如何の訳にて相止候哉の儀 此度御尋に付申上候

当郡の儀は往古年久敷郷士領知にて罷在 郷士頭五人有 之右五人の下知に随ひ村々へ自作等仕住居仕居候郷士の内人柄御撰 村々へ庄屋役御定 苗字帯刀仕来候由然処 天正六子年右五人衆敗亡に及 翌丑年より小西摂津守様御領知に相成候処 村々庄屋共は其儘被差置 夫より加藤主計頭様御領知に相成 慶長七寅年より寛永十四丑年迄寺澤志摩守様 同兵庫頭様御領知之砌迄 村々庄屋共は不相替苗字帯刀仕相勤来申候由に候処

寛永十四丑年当郡切支丹一揆騒動に付村々庄屋共散々に相成候に付 同十五寅より辰年迄三ヶ年山崎甲斐守様御領知の間 右庄屋筋目の者段々御糺庄屋役御取立に相成候内同十八巳年御代官鈴木三郎九郎様御支配に相成候て 右筋目の者絶え候分は新に人柄御撰御取立 村々へ不残庄屋役御定被遊候節

当郡の儀は離島にて人氣も不宜場所と申別て 御役威も無之候ては難相濟趣にて 他国と違庄屋共へ御高五斗宛之積上 畑五畝歩宛御除免地其節より被 仰付候て是迄相続仕来申候 尤帯刀の儀は他国へ罷出候節計仕候様被 仰付苗字計相名乗居候由然処 鈴木様御支配之頃迄は右一揆敗亡後にて農業相稼候者 村々不足仕候故諸浪人共他国より入来候儀御免にて 追々相集百姓に在付申候場所にて浪人の儀は苗字帯刀仕罷在候由 其後段々入来候浪人も多く村々に住居仕候に付 縦以前武士たり共百姓に在付候ものは

苗字帯刀不仕候様御代官様より被 仰渡依之庄屋の儀も苗字相名乗候ては 浪人共の氣請も不宜候に付 庄屋共も先苗字書不申候様被

仰聞一統苗字書不申候様其節より相成候由 申伝に御座候 尤庄屋共は追々古来の通苗字相願はゞ 又々書候様可被仰付趣も御座候由に候得共 年来押移り日田御支配の節

も 村々庄屋共苗字御免被下候様の御願は不申上候 其節は他国取合 尚又日田表御用の節道中帯刀苗字馬等は御免被 仰付相勤候儀に御座候 且又村々庄屋中も苗字御免被下候様御願申上候はゞ 追々表向相名乗候様可被仰付趣も御座候由の処 間もなく郡中庄屋共其儘に御引渡に相成候に付 去春大庄屋中よりも御願申上候通 当郡の儀は元来他国より入来集候百姓殊 離島にて一体人気区々（ばらばらでまとまりない）に御座候上 先年と違人高も多相成近年百姓困究（困窮）仕候旁に付 弥々（いよいよ）人気治兼村方取押も行届兼申候 畢竟村々下勝の様罷成併御役儀をも 軽め候様相成候故の儀と奉存候

殊に唐船漂着の場所にて抜荷等の御吟味も 御役儀軽候様御座候ては行届兼候儀も難計奉存候に付 被為相叶候儀に御座候はゞ 庄屋共一統願の通被 仰付被下置候様本願上候 尤帯刀之儀は常体相用申事とは存不申全 御公儀様よりの御免を奉願候儀にても無御座以御憐愍 殿様より御貸刀被 仰付被下置候様奉願上候 左無候ては他国取合尚又当郡御年貢長崎御廻米船上乗に庄屋共罷越候節 船頭水主共迄御役儀軽め候様御座候ては 船中取締も届兼旁に付御貸刀被 仰付被下置候様奉願上候儀に御座候 何卒御憐憫を以 右苗字御見並御貸刀之儀願の通被仰付被下置候様宜敷被仰上可被下候以上

寛政六寅五月

天草郡中村々

庄屋共

富岡 御役所

覚

肥後国天草郡

大庄屋十人

右者松平主殿頭御預所肥後国天草郡 高二万三千石余之処 人数十一万五千人余有之十組に相分り 一組に大庄屋一人宛罷在候 右大庄屋共之儀往古より苗字相名乗 帯刀仕相勤来候処 寛永年中如何様の子細御座候哉 苗字帯刀相止候由右相止候儀年久敷儀にて巨細相知不申候

其後正徳三巳年諸国一統大庄屋割元等之儀御停止被 仰出候節も天草郡之儀は離島にて 寛永年中切支丹騒動御仕置已後人排底に相成 他国より入人多被仰付候場所にて 猥成儀も出来可申大庄屋無之ては不相成旨 室七郎左術門様御代官所之節御伺有之候処 自余之例には成間敷候得共 前々之通申付候様置御證文を以被仰付候場所にて 大庄屋相立居申候 明和六丑年揖斐十太夫様御支配之節 御伺有之地役人の内十三人御暇被下置 右勤方之主役歩一運上取立之儀大庄屋十人へ相勤候様被 仰付候其節苗字相名乗候様被 仰付候帯刀之儀勤方出精之上相伺申旨 揖斐十太夫様より申立有之候処 何れも出精相勤御運上取立方聊拔（いささかぬかり）も無御座候 天草郡之儀は前断之通人高

多 離島にて一体人気も区々（ばらばら）に有之候上 先年と違所不相応人高も多罷成
近年百姓困究旁に付弥々人気も悪敷治兼 村方取押役威軽く御座候ては制方も行届策
且唐船漂着も折々有之抜荷等之改も大庄屋共前々より仕来申候間 往古之通帯刀御免
被仰付候様仕度奉存候

同国同郡富岡町

年寄三人

庄屋一人

右之者共前々より大庄屋同様の格合にて相勤申候 大庄屋共は明和六丑年苗字相名乗候
様被仰付候処 右年寄庄屋之儀は其儀無御座候 大庄屋と見合も有之候処無苗字にては
格別相劣役威軽く相成 自然と申付行届不申候様相成 其上唐船漂着等有之候得は抜荷等
之改も仕殊 御陣屋下町場之支配も仕候儀に御座候間 以前之通苗字御免被仰付候様仕
度奉存候

同国同郡村々庄屋

七十四人

右天草郡八十八ヶ村之内 当時七十四ヶ村庄屋有之其余は大庄屋直取扱又は兼帯仕相勤
居中候処 離島にて人気偏屈に有之其上高不和応多人数に相成所出産の穀類にては夫食
等之年増困究仕候故か近年百姓共色々願事等相立 村役人之申付も不相用様々出入事相
企 郡中不平に有之下勝の様罷成畢竟村々庄屋共役威も自然と薄和成候様御座候間 右
庄屋共苗字御見被成下候はゞ役威も不軽様罷成 郡中治方にも成行可申哉 近国私領長
崎表間近の場所に御座候処 役立候者共何れも苗字相名乗候処 天草郡村々庄屋共之儀
は無苗字に付 近国掛合等にも自然と役儀も軽く相成申候 且又天草郡の儀は唐般漂着
も間々有之抜荷改も仕候処 役威無御座候ては締方行届兼候間 何卒村々庄屋共一統以
前之通苗字御免被成下候様仕度奉存候

右申上候通一体人気不宜所柄にて別て近年は 一統困究仕候

故 無筋之願事等百姓共 大勢合足仕候ては申出候儀間々有之 村役人取押方至て心痛
仕候得共 役威も無御座候ては下方相治兼申候 尤右之通村用繁事之中にも 諸事心掛
能出精相勤年々見取場開 等無油断申付既去る子年開 新田高二百十八石余御高入に相
成申候 右旁々に付前文伺之通被仰付候はゞ 村方取押方は勿論 諸向存入能勤方相働
候様可仕候間

右申上候通被仰付候様仕度奉存候 依之寛永年中苗字帯刀相止申候節之訳 村方得と相
糺候得共 年久敷儀にて証拠書面等も無御座申伝計の趣 別紙之通申出候 然共前書申
上候通天草の儀は寛永年中切支丹騒動御仕置以後 他国より入人多人氣区々に有之一般
離島故氣質辺屈に片詰り候所柄 其上以前と違所不相応多人数に相成 近年百姓困究旁
弥々人気悪敷無筋之願事等 百姓大勢合足仕申候様成儀 間々有之此上は村役人取押方役

威無之候ては 下方難相治候間何分伺之通 大庄屋帯刀町役人村々庄屋苗字御免 被仰付候様仕度奉存候 則村方より差出候別紙書付一通相添此段奉伺候以上

寛政七卯年五月

松平主殿頭家来

川口長兵衛印

御勘定所

(役人名 12名略)

表書より肥後国天草郡大庄屋十人帯刀之儀差免 同郡富岡町年寄庄屋並七十四ヶ村庄屋之儀は 一同苗字相名乗候儀可被差免候段は本文に有之候以上

辰八月

(役人名 13名 略)

申 渡

肥後国天草郡

村々庄屋

七十四人

右天草郡八十八ヶ村之内 当時七十四ヶ村庄屋有之 其余は大庄屋直取扱又は兼帯仕相動居申候処 離島にて人気偏屈に有之其上 高不相応多人数に相成所 出産之穀類にては夫食等乏年増に困究仕候故か 近年百姓共色々願事等相立 村役人之申付も不相用様々 出入事相企 郡内不平に有之下勝之様罷成 畢竟村々庄屋共役威も 自然と薄相成候様御座候間 右庄屋共苗字御免被成下候は、 役威も不軽様罷成 郡中治方にも成行可申哉 近国私領長崎表間近の場所に御座候処 役立候者共何れも苗字相名乗候処 天草郡村々庄屋共儀は無苗字に付 近国掛合等にも自然と役儀も軽相成申候且 又天草郡の儀は唐船漂着も間々有之抜荷等改も仕候処 役威無御座候ては締方行届乗候間何卒村々庄屋共一統以前之通苗字御免被成下候様仕度奉存候

右之趣を以て江戸御勘定所へ御伺書被差出候処 去月五日於御勘定所伺之苗字差免候様被仰出難有事に候 以来前断之趣意永不致忘却勤方蠣弥可致出精候

辰九月

右松平主殿頭様御預所中寛政八辰九月十一日被仰渡候

久玉組大庄屋 中原新吾

志岐組大庄屋 平井為五郎

砥岐組大庄屋 藤田五右衛門

御領組大庄屋 長岡五郎左衛門

富岡 御 役 所

墓地に見る大庄屋、庄屋家の勢い

筆者は大庄屋庄屋家の墓地をつぶさに訪ねたことはないのですが、確かなことは言えないが、大名かと思えるほどの歴代の墓や大きな墓石の墓地がある反面、何処にあるのか所在不明の元庄屋家まで様々だ。

その各家の中でも、活躍した人は、墓石も立派だが、子孫が尊敬の念を込めて当世の一流学識人に叙文を頼み、彫り込んでいる。

その中でも、秀逸なのが上田家墓地。宜珍の墓だけでなく、歴代の立派な墓が林立している。そして、その墓碑叙文も多い。

そして、墓地だけでなく、かつての大庄屋、庄屋家が、今なお子孫が累々として存続している家は少ない。

その稀有な例として、宜珍の子孫の方は、現在も宜珍が振興を図った高浜陶石、高浜焼で天草陶石を利用した磁器製品の開発・発展に頑張られていることは、嬉しい限りだ。



井手組大庄屋長島家墓地
天草市五和町手野